

がけ地近接等危険住宅移転にかかわる補助制度のご案内

逗子市では、がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する家屋を所有し、その家屋に令和6年3月28日以前から住民登録をしている方を対象として、**当該家屋の解体費用や安全な住居への引越し費用**を補助します。

◇この補助制度を受けるためには、事前に申請手続きが必要です。施工業者や引越し業者と契約前に必ず市へご相談ください。遡及して助成を行うことはできません。

●補助対象となる家屋

土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき神奈川県知事が指定した逗子市内の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に存する木造住宅及び軽量鉄骨造住宅

補助対象	補助対象外
<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p><移転></p>	<p><現地建替等></p>

●補助対象事業

- （1）家屋の除却に係る事業（解体工事）
- （2）逗子市内の土砂災害特別警戒区域外の土地に存する住宅に移転する事業（引越し費用）

●補助金を申請できる方

- （1）対象家屋に令和6年3月28日以前から住民登録をしている個人の所有者
- （2）市税を滞納していない方 など

●補助額

- （1）家屋の除却費 33,000円/㎡を上限とする実費額（延べ床面積は、100㎡までです）
- （2）引越し費用（動産移転費等）975,000円/戸を上限とする実費額

※個人事業主等として消費税仕入控除をする場合、消費税額は補助額から除きます。

問合せ先 : 逗子市環境都市部まちづくり景観課
Tel046-873-1111（内線461・462）
逗子市ホームページ ID : 1010552

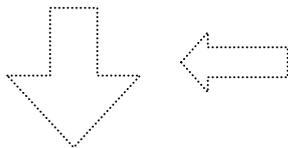
●申請手続きの流れ

申請

着手(契約)前に、「補助金交付申請書(第1号様式)を提出してください

添付書類

- ①家屋の登記事項証明書（3月以内に交付されたものに限る）
- ②住民票の写し ③市税の滞納がないことを証する書類（納税証明書）
- ④家屋の案内図及び外観写真 ⑤補助事業に係る経費の見積書
- ⑥事業計画、誓約書、確認書



・市職員が現地調査を行うことがあります

交付決定

市から申請者へ補助金交付決定通知書を送付します



工事又は引越し



完了報告

除去や引越しが終わったら、「完了届(第6号様式)」を速やかに提出してください

添付書類

- ①当該家屋を除去したことがわかる写真 ②家屋の除去に係る経費の領収書
- ③移転に係る事業を実施した場合は、その領収書及び移転後の住民票の写し
- ④消費税仕入控除税額報告書



確定通知

審査後、補助金額を決定し、申請者へ補助金確定通知書を送付します



請求

「補助金交付請求書(第8号様式)」を提出してください



概ね請求後、3週間程度で、ご指定された金融機関の口座に振り込みます

※注 申請内容の変更をする場合は、「内容変更承認申請書(第3号様式)」

中止する場合は、「中止届（第5号様式）」を提出してください

よくあるご質問

Q1: 同じ土地で建て替えを行う場合も対象になりますか。

A: 逗子市立地適正化計画に基づき、逗子市内の土砂災害特別警戒区域外へ移転することを目的としているため、同じ土地で建て替えを行う場合は対象外になります。

Q2: 移転先の住宅についての要件はありますか。

A: 逗子市内の土砂災害特別警戒区域外の土地に存する住宅であることが要件になりますが、その住宅が、持家や一戸建てに限らず、賃貸や集合住宅への移転でも対象になります。

Q3: 移転元住宅は必ず除却しなければならないですか。

A: 安全な場所への移転が目的であることから、原則として建物の除却が必要です。なお、やむを得ない理由により引越しと除却を異なる年度に実施することも可能です。

Q4: 除却費用の補助を受けた後、同一場所に建て替えを行っても問題ないですか。

A: 建築基準法等に適合するよう建築しても、事業の目的に鑑み、対象とはなりません。

Q5: 移転、除却後、第三者に土地を売却することはできますか。

A: あくまで個人の財産であるため売却は可能です。ただし、本事業を活用し更地にした目的を踏まえ、その後の安全の確保と適切な維持管理に努めるよう引き継いでください。

Q6: 危険住宅に居住していた親が亡くなったため、別の場所に居住している子が相続し、危険住宅を除却するために補助を受けることはできますか。

A: がけ地の崩壊等により命に危険を及ぼすおそれのある区域に、現に居住している所有者の移転を促すことが目的のため、対象にはなりません。